

越谷市障害者施策推進協議会の概要

1. 設置目的

障害者基本法において、「市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる」と規定されています。

この審議会その他合議制の機関は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議し、その施策の実施状況を監視する組織であり、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされています。また、障害者総合支援法の中で策定が義務づけられている障害福祉計画についても同協議会の意見を聴くことになっています。

越谷市では、これらを踏まえ、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法に基づく市長の附属機関として、越谷市障害者施策推進協議会を設置しています。

2. 根拠法令等

- ・障害者基本法第36条
- ・越谷市障害者施策推進協議会条例

3. 協議会の役割等

越谷市障害者施策推進協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行います。

- (1) 障がい者計画の策定及び推進に関すること
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること
- (3) 障がい福祉計画の策定に関すること

4. 委員構成

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療又は福祉に関する機関の代表者
- (3) 障がい者福祉関係団体の代表者
- (4) 公募による市民

5. 委員定数 : 20名以内

6. 任期 : 委嘱日から2年（現行の越谷市障害者施策推進協議会条例に基づき、委嘱期間は2年間となりますが、平成27年4月の中核市移行に伴い、障害者施策推進協議会は、法定必置となる（仮）越谷市社会福祉審議会の専門分科会として設置される（仮）障害者福祉専門分科会に、その機能を移行する予定です。これにより、障害者施策推進協議会委員としての委嘱は平成27年3月31日をもって終了させていただく予定です。）

7. 報酬等

委員報酬	5,500円/回
費用弁償	2,500円/回